

松戸駅周辺エリア防災計画

平成29年7月

(令和8年7月改正)

松戸駅及び新松戸・幸谷駅周辺帰宅困難者等対策協議会

目 次

1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	p 1
2	計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・	p 2
3	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	p 2
4	計画の作成及び実施体制・・・・・・・・	p 3
5	対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・	p 3
6	被害想定・・・・・・・・・・・・・・・・	p 3
7	災害発生時の駅周辺の想定及び課題・・・・・・・・	p 4
8	災害発生時の連携・協力体制・・・・・・・・	p 4
9	災害関連情報の提供・・・・・・・・	p 5
10	避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・	p 7
11	一時滞在施設等の運営・・・・・・・・	p 10
12	平素の体制整備・・・・・・・・	p 10
13	対策協議会委員名簿・・・・・・・・	p 11

1 計画策定の背景

松戸駅は、県内有数の乗降客数（１日に約３０万人）を誇るターミナル駅であり、周辺には大規模商業施設やオフィスビルが多数立地していることから、大規模災害発生時には、多くの人々が帰宅困難者となることが予想される。また、市内で２番目に乗降客数が多い新松戸駅や幸谷駅とも近く、駅間の徒歩移動者も想定されることから、両駅の対策協議会が一体となった総合的な対策が求められる。

そのため、各関係機関連携の下、一斉帰宅を抑制して混乱を防止するとともに、帰宅困難者を一時滞在施設に誘導する等の対策が重要である。

今後、さらに帰宅困難者対策を推進していくための計画として、都市再生特別措置法に規定される「都市再生安全確保計画」に準拠した「エリア防災計画」を作成し、新松戸駅周辺を含め、松戸駅周辺におけるソフト・ハード対策を国・県等と連携して進めることで、災害時における駅周辺の安全を確保していかなければならない。

※ 都市再生安全確保計画とエリア防災計画について

東日本大震災において、首都圏で約５１５万人に及ぶ帰宅困難者が発生したことを踏まえ、国は、平成２４年度から、重点的に市街地整備を進めるべく「都市再生緊急整備地域」に対し、震災時の安全確保の計画（「都市再生安全確保計画」）の作成及び同計画に基づくソフト・ハード両面の取り組みに対して支援を行っており、翌平成２５年度には、その対象を１日あたり乗降客数３０万人以上の主要駅周辺まで拡充し、「都市再生安全確保計画」に準じた「エリア防災計画」の作成を支援している。



東日本大震災の際、入場規制された松戸駅の状況

2 計画の目的

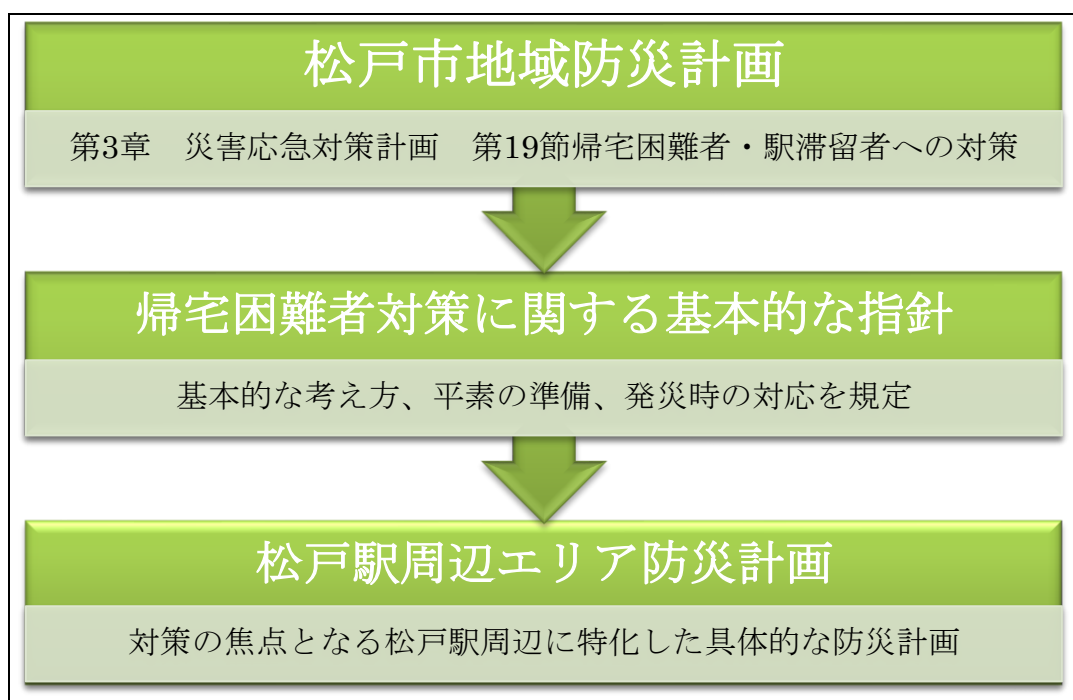
本計画の目的は、

- 大規模震災時の松戸駅周辺地域等で想定される、帰宅困難者等の発生による混乱・事故を防止し、「安全で安心なまちづくり」に資する。
- 民間事業者等関係機関との連携をさらに強め、「災害に強い街づくり」を市の新しい魅力として確立することである。

3 計画の位置づけ

松戸駅周辺エリア防災計画は、松戸市地域防災計画の「第3章災害応急対策計画 第19節帰宅困難者・駅滞留者への対策」、「帰宅困難者等対策に関する基本的な指針」に基づき、市の帰宅困難者対策をより具体化し、推進する計画である。

(各計画等との関連図)



4 計画の作成及び実施体制

エリア防災計画の作成・実施は、「松戸駅及び新松戸・幸谷駅周辺帰宅困者等対策協議会（以下、「対策協議会」という。）」が行う。

また、同協議会に参加していない市内各事業所等に対しても積極的に協力を呼びかけていく（p 11「対策協議会員名簿」参照）。

5 対象期間

期間を定めず、PDCAサイクルにより、計画に沿ってMCA無線等の訓練に取り組み、結果の検証、改善、計画への反映を行う。



6 被害想定（松戸市直下型地震・マグニチュード7，1）

建物被害	建物全壊	4,097 棟
火 災	焼失棟数	2,545 棟
人的被害	死者	338 人
	重傷者	642 人
	軽傷者	3,797 人
	避難所生活者 (1日後)	13,986 人
震災廃棄物		143 万 t
帰宅困難者数（市外常住者）		19,154 人

※ 令和元年度に実施した松戸市防災アセスメント調査結果に基づく。

7 災害発生時の駅周辺の想定及び課題

- (1) 信号の停止により、事故や交通渋滞が発生する。
- (2) 駅周辺の商店街等の利用者が、情報を求めて一時的に駅に集中する。
- (3) 各施設は、可能な限り利用者を施設内に留めるものの、施設における安全が確保できない場合は、利用者が駅周辺に滞留する。

また、駅近辺を走行していた鉄道の乗客が駅に誘導され、駅舎からあふれ出る。

- (4) 国道 6 号線等を利用する徒歩帰宅困難者が、情報収集等のために駅周辺に集まる。

【今後検討すべき課題】

- 行政・鉄道事業者・商業施設等、関係機関の役割の継続的な検討
- 発災時における情報の共有、提供方法
- 配慮が必要な滞留者（障がい者・高齢者・妊婦・乳幼児・外国人等）の対策
- 一時滞在施設への誘導方法及び誘導主体の具体化

8 災害発生時の連携・協力体制

市職員及び施設管理者等は、多くの帰宅困難者が滞留すると予想される駅周辺で情報提供を行うとともに、状況に応じて一時滞在施設への避難誘導を行う。

一時滞在施設は、施設内外の被害状況を確認し安全が確保された場合は、市災害対策本部へ連絡するとともに、帰宅困難者の受け入れを開始する。

(1) 松戸駅周辺の一時滞在施設

施設名	施設の所在地等	収容想定人員
市民会館	○松戸市松戸 1 3 8 9 - 1 ○松戸駅東口から徒歩約 7 分	約 6 0 0 名
市民劇場	○松戸市本町 1 1 - 6 ○松戸駅西口から徒歩約 5 分	約 3 0 0 名
東葛飾合同庁舎	○松戸市小根本 7 ○松戸駅東口から徒歩約 7 分	約 2 9 0 名

(2) 新松戸駅周辺の帰宅困難者受入可能施設

施設名	施設の所在地等	収容想定人員
流通経済大学 新松戸キャンパス	○松戸市新松戸3-2-1 ○新松戸駅東口から徒歩約4分	約100名

9 災害関連情報の提供

(1) 情報収集及び情報提供

ア 市災害対策本部は、国、県、警察、消防、マスコミ、鉄道事業者、公共機関等から災害関連情報（公共交通機関運行状況、道路被害状況）を収集するほか、一時滞在施設の開設状況に関する情報等についても収集する。

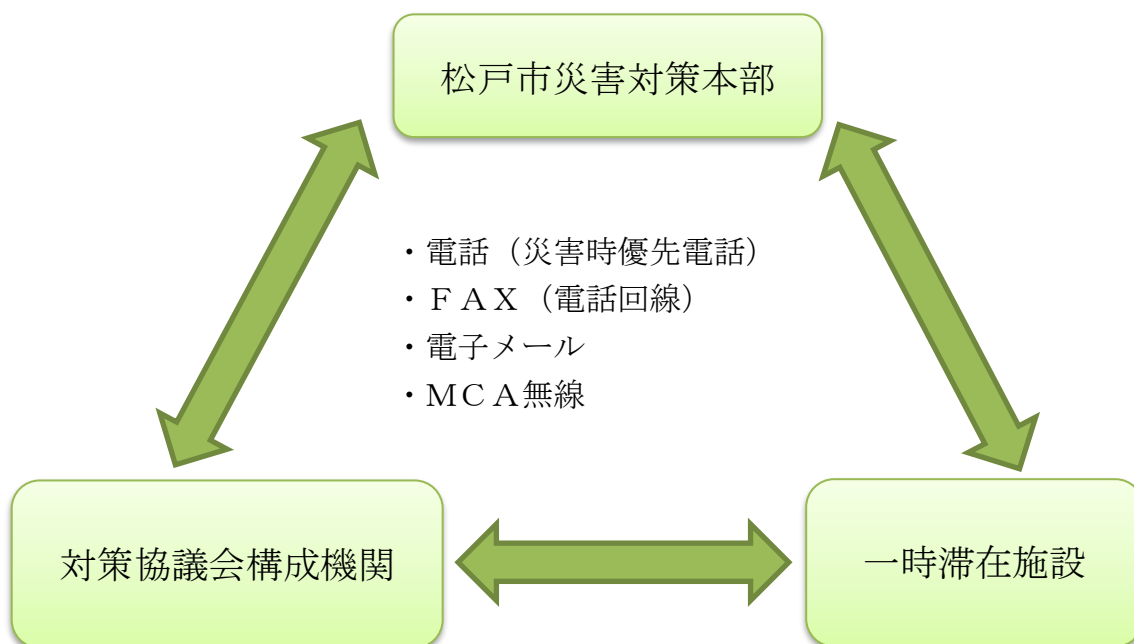
イ 市災害対策本部は、収集した情報について、MCA無線等を通じ対策協議会構成機関に提供する。

ウ 対策協議会構成機関は、建物の被災状況、従業員・利用者等の状況（傷病等）を市災害対策本部に連絡する。

(2) 情報の流れ

情報の流れは、以下のとおりとする。

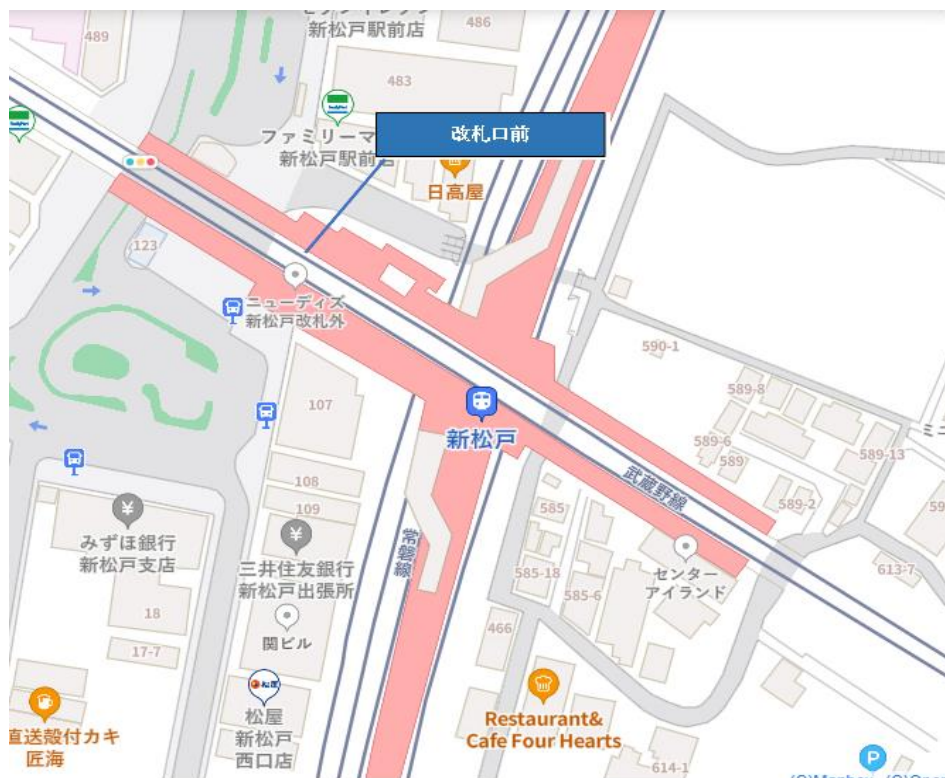
また、各機関の連絡先及び担当者等の名簿を更新するとともに、各機関で共有する。



(3) 帰宅困難者に対する情報提供場所（松戸駅）



(4) 帰宅困難者に対する情報提供場所（新松戸駅）



10 避難誘導

(1) 第1段階（災害発生から一定程度落ち着くまで）

ア 施設管理者、鉄道事業者は、施設内の従業員、利用者を施設内に待機させ、安全が確認できるまで一時待機するようアナウンスを行う。

この際、J R松戸駅の西口デッキに異常がなければ、一時滞在スペースとして利用し、利用者等の分散を図る。

また、J R新松戸駅及び流鉄幸谷駅については、新松戸駅バス乗り場もしくは、タクシー乗り場に異常がなければ、一時滞在スペースとして利用し、利用者等の分散を図る。

イ 建物の被害や火災等で施設の安全性が確認できない場合や、利用者が収容範囲を超えているなどの理由により利用者を施設外に誘導する際には、周辺の空地等の安全な場所まで避難誘導を行う。

ウ 安全な場所までの避難誘導時に、道路を横切る場合には、信号機の消灯などにより相当な混乱が予想されることから、安全な方法で避難誘導を行う。

エ 市職員は、松戸駅及び新松戸駅周辺の情報提供場所において、災害情報及び一時滞在施設が開設準備中であること、むやみに移動を開始しないことなどを周知する。

なお、駅周辺に多数の帰宅困難者が集合し、事故が予想される場合は、速やかに一時滞在施設へ案内する。

(2) 第2段階（一時滞在施設が開設されてから）

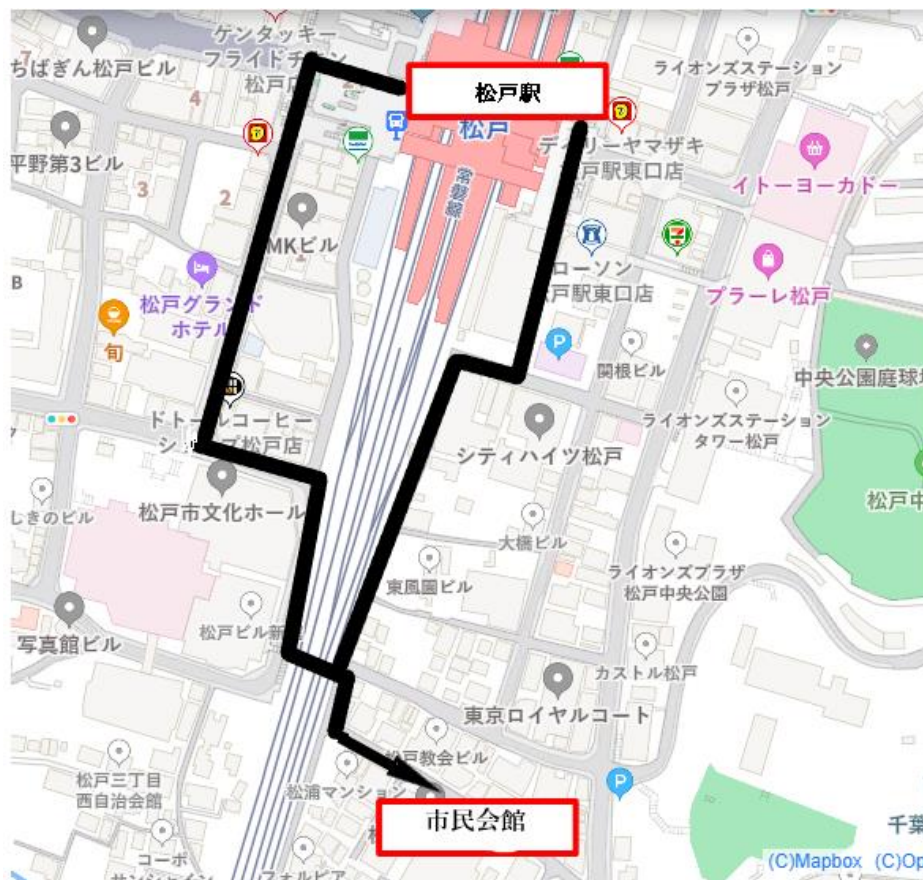
ア 施設管理者や鉄道事業者は、一時滞在施設への案内・誘導を行う。

この際、ヘルメット、共通のベストを着用するとともに、赤色誘導棒及びメガホン（トラメガ）等を活用するなど、誘導者を明示することでわかりやすい誘導に努める。

イ 市職員は、情報提供場所において、一時滞在施設への収容が可能となったことを周知する。

(3) 誘導経路

ア 松戸駅～市民会館までの経路



イ 松戸駅～市民劇場までの経路



ウ 松戸駅～東葛飾合同庁舎までの経路



エ 新松戸駅～流通経済大学までの経路



11 一時滞在施設の運営

(1) 一時滞在施設の開設

一時滞在施設は、施設の被害や施設利用者等の滞在状況等を確認し、一時滞在施設の開設の可否を市災害対策本部に連絡する。

市災害対策本部は、一時滞在施設を開設した場合は、防災行政用無線、Ｌアラート、エリアメール、ホームページ、ＳＮＳ、安全安心メール等を通じて一時滞在施設の開設情報を発信する。

(2) 一時滞在施設の運営内容

一時滞在施設の運営は、各施設のマニュアル等に基づき、主に以下の項目について行う。

- 帰宅困難者の滞在スペースの提供
- 施設滞在者への食料、水、生活物資等の提供
(施設への物資運搬含む)

- 施設滞在者への災害関連情報（被災状況、交通情報等）の提供

なお、突発事象等が発生した場合は、協議して運用し、応援が必要な場合は市災害対策本部に要請する。

12 平素の体制整備

(1) 訓練の実施

帰宅困難者対策を進めていく上で、災害時に備えた訓練を実施していくことは、非常に重要なことである。特に、事案の性質上、単体の機関による訓練はもとより、関係機関が集まって、総合的、継続的な訓練を実施することにより、より実践に即した対応が確保できる。

そこで、各機関では、定期的な防災訓練を始め、多くの機会を捉えて、複数の機関とともに、情報交換、連携の強化等の訓練を実施するように努める。

(2) 備蓄品の整備

市災害対策本部は、当面の間、ペットボトル飲料水、ビスケット、携帯トイレ、ブランケットをパッキングした帰宅困難者用備蓄物資を一時滞在施設に配備し、帰宅困難者が発生した際に活用できるようにする。

13 松戸駅及び新松戸・幸谷駅周辺合同帰宅困難者等対策協議会委員名簿

令和8年7月1日現在

NO	会社名・職名	備 考
1	陸上自衛隊 後方支援学校 需品科部 副部長	
2	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
3	千葉県松戸警察署長	
4	千葉県松戸東警察署長	
5	松戸商工会議所 専務理事	
6	東日本旅客鉄道(株) 松戸駅長	協議会副会長
7	東日本旅客鉄道(株) 新松戸駅長	協議会副会長
8	京成電鉄(株) 松戸駅 駅長	
9	流鉄(株) 取締役鉄道部長	
10	京成バス千葉ウエスト(株) 松戸営業所長	
11	京成バス千葉ウエスト(株) 松戸東営業所長	
12	東武バスセントラル(株) 八潮営業所長	
13	(株)アトレ松戸店長	
14	(株)イトーヨーカドー松戸店長	
15	プラーレ松戸 所長	
16	コープみらい 千葉県本部 参加とネットワーク推進部	
17	千葉大学 松戸地区事務課長	
18	聖徳大学 総務課長	
19	日本大学 松戸歯学部 学部長	
20	流通経済大学 大学事務局長	
21	新松戸中央総合病院 事務長	
22	新東京病院 総務課長	
23	松戸市 総 務 部 長	協議会会長
24	松戸市 消 防 局 長	
25	松戸市 新松戸支所長	
26	松戸市 商工振興課長	
27	松戸市 交通政策課長	
28	松戸市 松戸駅周辺整備振興課長	
29	松戸市 文化芸術創造課長	
30	松戸市 危機管理課長	